

日本代表選考規程

第1条（目的）

フライングディスクの国際大会において、メダル獲得や上位入賞を目指すため、技術・能力・資質などに優れた日本代表選手団（第2条に規定する「日本代表選手団」をいう）を選考することを目的として、本規程を定める。

第2条（定義・役割）

本規程における日本代表選手団の構成役割については以下の通りとする。

- ・日本代表監督：チームにおける統括責任者。選手を育成し、戦略を考えながらチーム全体の指揮や指導を行い、チームを勝利へと導くための意思決定に責任をもつ役割。
- ・日本代表コーチ：監督の指揮の下、日本代表監督を支援する役割。監督不在時は監督代行を務める場合もある。
- ・日本代表トレーナー：監督の方針の下、競技や練習中の怪我の応急処置や防止、選手の能力を高めるための基礎トレーニング指導、試合に向けた心身のコンディショニング調整等を行う役割。
- ・日本代表選手：プレーでメダル獲得や上位入賞に貢献する役割。
- ・日本代表チームスタッフ

日本代表チームスタッフは以下3つの役割の総称する。

- アシスタントトレーナー：トレーナーの指揮の下、保有する資格や技能に応じてトレーナーと同等もしくは一部の対応を行う役割。
- マネージャー：練習のサポート、連絡窓口、チーム運営のための雑務など、監督の期待に沿ってチームを総合的に支援する役割。
- アナリスト：対戦チームの情報、自チームの情報、気候、試合会場の状態など、様々なデータを収集・分析して、結果を選手およびチームに還元し支援する役割。

第3条（権限）

日本代表選手団を決定する最終的な権限は、日本フライングディスク協会理事会（以下「本理事会」と言う）にある。

しかしながら、本理事会は日本代表チームスタッフ・日本代表選手の選考および決定については、「事業本部長」に権限を委譲する。

第4条（選考基準）

日本代表選手団の選考基準は以下の共通項目および個別項目によって定める。

（共通項目）

日本代表選手団は、以下の共通項目をすべて満たす必要がある。

- (1) 日本フライングディスク協会会員であること。
- (2) 日本代表行動規範を遵守できること。
- (3) 第2条で定義した役割を担えること。
- (4) フェアプレーやスポーツマンシップ、SOTGを理解・実践し、参加国および参加地域や参加選手との友好と親善に寄与できること。
- (5) 日本代表として活動する意志を有していること。
- (6) 心身が健康であり、国際大会に参加できる見込みがあること。
- (7) 日本代表選出後、特別な理由を除き、日本代表チームの活動を原則欠席しないこと。
- (8) 選考期間中に懲罰を受けていないこと。

(個別項目)

役割毎の選考基準は以下の通りとする。

(日本代表監督)

- (1) フライングディスクの競技実績があること。国際大会出場経験またはそれに値する実績を有すること。
- (2) 指導経験または指導者資格を保有していること。

(日本代表コーチ)

- (1) 競技力を向上させるために必要なコーチングスキルを有すること。
- (2) 国際大会出場経験またはそれに値する実績を有すること。

(日本代表トレーナー)

- (1) トレーナーとしての職務やスポーツチームへの帯同経歴、競技大会等の帯同実績があること。

(日本代表チームスタッフ)

- (1) 派遣対象大会毎に強化委員会で定める必要な役割を担えること。

(日本代表選手)

- (1) 強化委員会および日本代表監督が求める競技技術を有すること。
- (2) 選考会への参加または強化委員会および日本代表監督が指定する国内大会への参加、選考のための書類の提出など、強化委員会および日本代表監督が提示する選考方法に則り選考に参加ができること。
- (3) チーム内での協調性を有し、日本代表としての自らの役割を理解できること。
- (4) 世界フライングディスク連盟が定める国際大会出場資格(国籍・在留資格、永住者等)を満たしていること。
- (5) 世界フライングディスク連盟が定める国際大会の対象年齢であること。
- (6) 代表選手が未成年者の場合は、その保護者が参加することに同意していること。

第5条（選考手順および公表）

選考手順は次のとおりとする。各競技の日本代表強化委員会または相応の専門委員会（以下「強化委員会」と言う）と、各カテゴリーの日本代表監督・日本代表コーチで、日本代表選手・日本代表チームスタッフを選考し、その選考結果を日本代表担当理事に提案する。その際、選考プロセスについても報告する。

日本代表強化担当理事は提案内容を確認した上で、承認する場合は、事業本部長の決裁を得る。

なお、選考決定後、日本フライングディスク協会事務局は速やかに選考結果を当協会ホームページ等で公表する。

（日本代表監督）

- (1) 強化委員会が日本代表監督候補の選考結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提出する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提出し承認を得る。

（日本代表コーチ）

- (1) 強化委員会および日本代表監督で日本代表コーチ候補の選考結果を日本代表強化担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提出する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提出し承認を得る。

（日本代表トレーナー）

- (1) 強化委員会および日本代表監督で日本代表トレーナー候補の選考結果を日本代表担当理事に提案する。
- (2) 日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提出する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は理事会に提出し承認を得る。

（日本代表チームスタッフ）

- (1) 強化委員会および日本代表監督で日本代表チームスタッフ候補の選考を行い、選考結果を日本代表担当理事に提案する。
- (2) 日本代表担当理事は提案内容を確認し承認する場合は、事業本部長へ提出する。
- (3) 事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は対象者のリストを総務担当理事に提出し、ウェブサイトで公表する。

（日本代表選手）

- (1) 日本代表選手選考については、派遣対象国際大会の開催日程決定後、当協会ウェブサイトにて公募式もしくは招集式またはその併用にて行う。採用する方式をウェブサイトにて公表す

る。

(2)応募があった者、または招集した者の中から、次のいずれかのプロセスによって選考を行う。

- ・書類選考
- ・集合形式での選考会
- ・強化委員会および日本代表監督が指定する国内大会での視察
- ・日本代表合宿への参加

(3)強化委員会および日本代表監督は、上記プロセスによる選考結果を日本代表強化担当理事に提案する。

(4)日本代表強化担当理事は提案内容を確認し、承認する場合は事業本部長へ提出する。

(5)事業本部長は提案内容を確認し、承認する場合は合格者のリストを総務担当理事に提出し、ウェブサイトで公表する。

(6)事業本部長は代表選手決定後、直近の理事会にて報告する。

第6条（日本代表選手団の資格取り消し）

以下の場合、日本代表選手団としての資格を取り消すことがある。

- (1)本人から協会へ辞退の申し出があった場合
- (2)選考後、負傷等により競技力を発揮できない事態が発生した場合
また、以下の場合には懲罰審査会の判断をもって日本代表選手団の資格をはく奪する。
- (3)日本フライングディスク協会日本代表行動規範、ドーピング防止規程に違反があった場合
- (4)日本代表選手団として相応しくない言動があった場合
- (5)誓約書および遵守事項を守らなかった場合

第7条（肖像権）

日本代表選手団の肖像権は、日本代表として出場する大会およびイベント・選考会・強化合宿においては、協会が管理する。

第8条（改廃）

本規程を改廃する場合は、稟議手続をもって行うものとする。

附則

附則1

第1条

本規程は2023年11月1日から実施する。

第2条

2023年11月1日現在、2024年度国際大会派遣予定の選考過程にある者については本規程の適用外とする。

第3条

2023年11月1日以降、第5条に定めた事業本部長から理事会への日本代表監督案提出期限に関して、新設国際大会などやむを得ない場合は、その提出期限を都度理事会にて定める。

第4条

本規程第3条（選考基準）の（共通項目）および本規程第6条（日本代表選手団の資格取り消し）に記載している「日本代表行動規範」については、当面の間、当協会規程の「フライングディスク競技者規程」に読み替えるものとし、「日本代表行動規範」が当協会ホームページに公表された場合は同規範に従う。

附則2

本規程は2024年8月1日に改正実施する。